

結城市環境物品等調達推進ガイドライン（グリーン購入）

1 目的

環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を推進することにより、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本庁舎、大町分庁舎、下水浄化センター及び学校給食センターとする。

3 調達推進の基本的な考え方

- (1) 可能な限り資源採取から廃棄に至る環境物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減を考慮したものの調達を行う。また、重点的にグリーン購入を推進する環境物品等については、下記にその品目及び判断基準並びに配慮事項を記す。
- (2) 購入の際は、「エコマーク」、「再生紙使用マーク」、「FSCロゴマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースタープログラム」等、第三者機関の認定する環境ラベル製品等を参考に調達する。
- (3) 調達にあたっては調達総量をできるだけ抑制し、合理的な使用に努め、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意する。

環境物品等＝グリーン購入の対象品目

品 目		【判断基準】〔●は個々の判断基準を適用〕	【配慮事項】
紙 類	コピー用紙	①古紙配合率100%白色度70%程度以下 塗工するもの：塗工量が両面で12g/㎡以下 ②バージンパルプ使用のものにあつては、適切に管理された森林から得られたもので、森林認証制度によって保証されているもの。	①製品の包装は、可能な限り容易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプ使用の場合にあつては、原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
	フォーム用紙 ノート 領収証 等	①古紙配合率70%以上白色度70%程度以下 塗工するもの：塗工量が両面で12g/㎡以下 ②バージンパルプ使用のものにあつては、適切に管理された森林から得られたもので、森林認証制度によって保証されているもの。	
	印刷用紙 パンフレット 広報紙 ポスター類 等	①古紙配合率70%以上白色度70%程度以下 非塗工印刷用紙：白色度70%程度以下 塗工印刷用紙：塗工量が両面で30g/㎡以下 ②バージンパルプ使用のものにあつては、適切に管理された森林から得られたもので、森林認証制度によって保証されているもの。	
	トイレットペーパー	古紙配合率100%であること。	上記①

文 具 類	共通事項	○金属を除く主要材料が、以下のいずれかの要件を満たすこと。 ①プラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 ③紙の場合は、原料が古紙配合率50%以上であること、又はバージンパルプ（紙類と同様の基準）であること。	①製品の包装は、可能な限り容易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②材料に木質が含まれる場合、及び材料に紙が含まれバージンパルプ使用の場合にあつては、原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
	シャープペンシル		残芯が可能な限り少ないこと。
	シャープペン芯替	容器に共通事項適用	
	ボールペン		芯が交換できること。
	マーキングペン		消耗品が交換又は補充できること。
	鉛筆		
	スタンプ台		
	印章セット		
	朱肉	●主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックが製品重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く)。それ以外の場合は、共通事項を適用。	インク又は液が補充できること。
	印箱		
	公印、ゴム印		
	定規		
	トレー		
	消しゴム	巻紙・ケースに共通事項適用	
	ステープラー		再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なよう、分離・分別の工夫がされていることであること。
	ステープラー針リムーバー		
	鉛筆削(手動)		
	はさみ		
	連射式クリップ(本体)	●主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックが製品重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く)。それ以外の場合は、共通事項を適用。	消耗品が交換できること。
	事務用修正具(テープ)		
	事務用修正具(液状)	容器に共通事項適用	
	クラフトテープ	●古紙配合率40%以上であること。	水溶性又は水分散型の粘着材を使用し、樹脂ラミネートを加工されていないこと。
	粘着テープ(布貼着)	●再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。	
	両面粘着紙テープ	●古紙配合率40%以上であること。	
製本テープ	テープ基材に共通事項適用		

文 具 類	マグネット(玉・バー)		
	テープカッター		
	パンチ		
	モルトケース		
	紙めくりクリーム	容器に共通事項適用	
	OAクリーナー (ウェット・液)	容器に共通事項適用	内容物が補充できること。
	レターケース		
	マウスパッド		
	カッターナイフ		
	カッティングマット		両面使用できること。
	デスクマット		
	OHPフィルム	●再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。	
	のり(液状・固形・テープ・澱粉のり)	容器・ケースに共通事項適用	内容物が補充できること。
	ファイル	●金属を除く主要材料が紙の場合は、古紙配合率70%以上であること。それ以外の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと(バインダーは②を除く)。 ①共通事項を満たすこと。 ②クリアーホルダーにあっては、①の要件を満たすこと又は植物原料のプラスチックが使用されていること。	表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
	バインダー		
	アルバム		
	つづりひも	●主要材料が紙の場合は、古紙の重量が製品重量の70%以上であること。それ以外の場合は、共通事項を適用。	
	カードケース		
	事務用封筒(紙製)	●古紙配合率40%以上であること。	
	窓付き封筒(紙製)	●古紙配合率40%以上であること。 ●窓フィルムについては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか、植物原料のプラスチックが使用されていること。	
	インデックス	●主要材料が紙の場合は、古紙の重量が製品重量の70%以上であること。それ以外の場合は、共通事項を適用。	水・アルカリ水溶性又は水分散型の粘着材を使用し、樹脂ラミネートが加工されていないこと。
	付箋紙		
	黒板拭き		
	額縁		
	ごみ箱	●主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックが製品重量の70%以上使用されていること。それ以外の場合は、共通事項を適用。	
	リサイクルボックス		
	名札(机上用・衣服取付型・首下げ型)		

O A 機 器	電子式卓上計算機	①使用電力の50%以上が太陽電池供給であること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。	製品の包装は、可能な限り容易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
	トナーカートリッジ	①使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルシステムがあること。 ②回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量の50%以上であること。 ③回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量の95%以上であること。 ④回収したトナーカートリッジ部品の再使用・又は再生利用できない部品については適正処理されるシステムがあること。	
	インクカートリッジ	①使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ②回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量の95%以上であること。 ③回収したトナーカートリッジ部品の再使用・又は再生利用できない部品については適正処理されるシステムがあること。	
蛍光ランプ	○ラピッドスタート形の場合は、以下の基準を満たすこと。 ①エネルギー消費効率、ランプ効率で80lm/w以上であること。 ②水銀封入量は製品平均10mg以下であること。 ③定格寿命は、10,000時間以上であること。		
作業服・事務服	ポリエステル繊維を使用した製品については、再生ペット樹脂から得られるポリエステルが製品全体重量比で10%以上使用されていること。		再生ペット樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、未利用繊維又は反毛繊維が使用していること。
作業手袋	ポリエステル繊維を使用した製品については、再生ペット樹脂から得られるポリエステルが製品全体重量比で50%以上使用されていること。		

(環境物品購入目標)

グリーン購入率		
平成20年度	平成21年度	平成22年度
95%以上	95%以上	95%以上